

平成18年10月11日

各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
株式会社日本M&Aセンター
代表取締役社長 分林保弘
(コード番号：2127 東証マザーズ)
問合せ先：取締役管理本部長 楢木孝麿
電話番号：(03) 5220-5454 (代表)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年10月11日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、取締役・使用人全員への周知徹底を図るため倫理規程を定めるとともに、月例全体会議を利用してコンプライアンス等に関する研修を適宜行います。

また、取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び経営企画室による内部監査を実施いたします。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行います。特に重要事項については毎月2回以上行われる常務会における審議を経て取締役会に諮ることといたします。また、執行役員制度の導入により執行役員が職務を適切にサポートすることでその執行の効率化を図ることといたします。

3. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行い、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することといたします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、常勤取締役及び管理本部と経営企画室の管理職をメンバーとするリスクマネジメント委員会が、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施

いたします。また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けることといたします。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は、㈱経営プランニング研究所1社であります。これら子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図り企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとることといたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定することといたします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて監査役に使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査役会の同意を得て取締役が決定するものといたします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものといたします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役1名、社外監査役2名による監査役会を設置しております。監査役会は、監査役会規則及び監査役監査基準を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関しての理解と協力を得ることといたします。特に代表取締役と定期会合を通じ意見交換を行うことといたします。

このほか、監査法人、内部監査の監査に立会うとともに意見交換を通じ当社の監査の実効性を確保することといたします。

以 上